

## 戦後の公用文改善の取組について（概要）

## 1 憲法改正草案（昭和21年4月17日，内閣発表）

- 「口語体・漢字平仮名交じり文」で発表された。同年3月6日に発表された「憲法改正草案要綱」では、戦前の法令文スタイルと同じ「文語体・漢字片仮名交じり文」が採用されていた。

## 2 各官庁における文書の文体等に関する件（昭和21年4月18日，次官会議決定）

- 次官会議において以下のことが決定された。

今後各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。但し、法令については当分の間、従来の通りとすること。

## 3 官庁用語を平易にする標準に関する件（昭和21年6月17日，次官会議申合せ）

- 次官会議において以下のことが申し合わされた。「官庁用語を平易にする標準」は文部省開催の官庁用語改良打合会で各省の協力を得て作成したものである。

各官庁における文書の文体等に関しては、本年4月18日の次官会議で、これを平易にする方針が決定されたが、それをいっそう具体的に示すために、左の標準を定める。今後、各官庁における文書は、その用字・用語・文体等に関して、つとめてこの標準によるとともに、文書の形式も平易にするように、あわせて工夫することとする。

なお、用字・用語の例及び実際の文例については、内閣及び各省が協力して、別に「官庁用語便覧」（仮称）を編修する。

## 4 官庁の用字・用語をやさしくする件（昭和21年12月9日，次官会議申合せ）

- 上記3の「官庁用語便覧」（仮称）を「公文用語の手びき」として作成。この手引に関し、次官会議において以下のことが申し合わされた。

- 1 内閣および各省において、法令のほか各種の公用文を作成するにあたって、これからはなるべく「公文用語の手びき」によること。
- 2 この「公文用語の手びき」は、これからも必要に応じて、内閣および各省が協力してその改編につとめ、ますます官庁事務の能率向上に資すること。

- 「公文用語の手びき」編修協議会（文部省で官庁用語便覧編修協議会として発足）作成の「公文用語の手びき」については、次官会議申合せの翌日12月10日に閣議に報告された上、12月24日閣甲第418号をもって各省庁に通達された。

## 5 官庁の用字・用語をやさしくすることについて（昭和23年5月31日，次官会議申合せ）

- 上記4の下線部の趣旨に沿って「公文用語の手びき」を書き改めた「改編公文用語の手びき」が作成されて、次官会議において以下のことが申し合わされた。

内閣および各省において、法令のほか各種の公用文を作成するにあたって、これからは、なるべく「改編公文用語の手びき」によること。

「改編公文用語の手びき」は、公用文改善協議会（文部省が昭和22年10月以来内閣及び各省庁の文書関係担当官の参加を得て開催してきた協議会）が作成。なお、当用漢字音訓表（昭和23年2月内閣告示・訓令）に従って全文を書き改めている。

- 申合せは6月11日の閣議報告を経て、6月21日閣甲第255号をもって総理府官房総務課から各省庁に通達された。また、この時の次官会議で更に公用文の改善を図るために内閣に「官庁のことはやさしくする協議会」又は「公用文改善協議会」の設置が提案され、「公用文改善協議会」の名称（文部省開催の上記協議会と同名であるが、別の協議会。次ページの6を参照。）で設置することが決定された。

- 「改編公文用語の手びき」（「公文用語の手びき」も基本的に同じ。）は、従来の文語体の公用文を口語体に改めるだけでなく、模範的な口語体公用文を作り上げるために、日本国憲法の文体・用語・用字・送りがな・くぎり符号等を基準として、「官庁用語を平易にする標準」を総論とし、口語体公用文を作るときの方針標準を具体的に示したものである。目次は以下のとおり（下線を付した項目は「公文用語の手びき」にはない項目を示す）。 ←<付>を参照  
まえがき、一 官庁用語を平易にする標準、二 当用漢字表、三 当用漢字別表、四 当用漢字音訓表、五 現代かなづかい、六 送りがなのつけ方、七 くぎり符号の用い方、八 口語化語例集、九 日本国憲法、十 日本国憲法用語索引、あとがき

## 6 公用文作成の基準について（昭和24年4月4日次官会議了解、翌4月5日閣議了解）

- 次官会議及び閣議において以下のことが了解事項とされた。なお、「公用文改善協議会報告第1部公用文の改善」は「公用文の書き方」として、印刷配布された。

内閣および各省において、各種の公用文を作成するに当たっては、これからは、「公用文改善協議会報告第1部公用文の改善」によることとする。

- 上記の了解事項は、昭和24年4月5日に内閣通達閣甲第104号「公用文作成の基準について」で内閣官房長官から各省大臣に通達された。その内容は次のとおり。

本日別紙のとおり閣議了解となりましたから、この趣旨を全省庁員に徹底させて、公用文を平易簡潔に作成し、事務を正確かつ敏速に処置するようお取り計らい下さい。

- 公用文改善協議会は内閣に設置されたもので、設置規程第1条には「官庁の業務を民主的にし能率的にすることを目的として、官庁用語等（法律及び法令用語、各般の政府発表文書、官庁各官職名等の官庁用語並びに書類形式等）をやさしく美しくするため、内閣総理大臣の監督の下に、「公用文改善協議会」を設ける。」とある。また、同協議会の会長は内閣官房長官、副会長は内閣官房次長と文部次官が務めた。

## 7 公用文改善の趣旨徹底について（昭和26年10月30日国語審議会建議）

- 国語審議会（土岐善麿会長）から吉田茂内閣総理大臣及び天野貞祐文部大臣に宛てたもの。その内容は次のとおり。

公用文の改善について、実施状況ならびに意見を調査しましたところ、別冊1「公用文の改善についての調査の結果」のとおり、まだ一般にはその趣旨はじゅうぶん徹底しているとはいえない状態にあります。それで、このことについての理解に資するため、公用文改善の諸通達を整理統合し、さらに検討を加え、別冊2「公用文作成の要領」を審議決定しました。ついては、公用文改善の実をはかるために、この「公用文作成の要領」が関係方面に周知徹底するよう適当な処置をとられることを要望いたします。

- 「公用文作成の要領」は、国語審議会の「公用文法律用語部会」で検討されたものである。また、同要領は建議の二日後の11月1日、次官会議で了解され、翌2日、閣議の供覧を経て、昭和27年4月4日付けで、内閣官房長官から各省庁次官宛てに内閣閣甲第16号をもって依命通知された。その内容は次のとおり。

標記の件について、客年国語審議会から、別紙のとおり建議がありました。そのうち同会の審議決定した「公用文作成の要領」は、これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適当なことと思われるので、貴部内へ周知方しかるべく御配慮願います。

- 国語審議会からは、同日「公用文の左横書きについて」という、もう一つの建議が出ている。吉田茂内閣総理大臣に宛てたもので、その内容は次のとおり。

公用文の書き方については、昭和24年4月5日内閣閣甲104号で「一定の猶予期間を定め、なるべく広い範囲にわたって左横書きとする。」と通達されています。しかし、その実施状況は、別冊「公用文の横書きについて」で述べてあるように必ずしも満足のできる結果とはなっていません。ついては、できるだけ早く公用文の横書きの実施期を具体的に決定して、官庁事務の能率化をはかる処置をとられるよう要望いたします。



### 七 くぎり符号の用い方

#### はしがき

へきり符号は、主として文章の構造、語句の關係を明らかにするために用いるものである。  
 「くぎり符号の用い方」は、日本國憲法の程度に漢字を交えた現代の普通の文章に、左のくぎり符号を用いる法則を示したものである。

- (ま)
- (ん)
- (な)
- (か)
- (き)

「くぎり符号の用い方」の例文は、憲法のほか、常用漢字表「同音訓表」現代かなづかいによりて書かれた。

#### 第一「。」(まる)

「。」は、一つの文を完全に言い切つたときにつかひ用いる。

天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であり、この地位は、主權の存する日本國民の總體に在る。(憲法)

從前の宮内省の恩給規定による恩給証書の格式に關する手續を次のように定める。

「かつ」の中でも、文の言ひ切りたは、必ず用いる。  
 会社種別應急措置法及び同法施行令に著く登記

第六條及び第七條の登記を除く。は、……  
 一 價格査定を受けるべき物品、及び昭和二十二年三月二十日物價第四八〇号の指示によるもの。  
 本表の統制額は、ポールスプリング鋼製(用材主要部分は、昭和十五年四月商工省告示第五百九号に定められたものによるもの)で、……  
 二 「……」の「……」を「……」と置き「……」などで列記される各号の終りに「。」を用いる。但し、事物の名称を列記する場合には、「。」を用いない。「。」を用いる例。  
 ……左の國事に關する行爲を行ふ。  
 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。  
 二 國會を召集すること。(憲法)

#### 第二「、」(てん)

「、」は、一つの文の中で、ことばの切れ筋を明らかにし、ついで、かえりて全体の關係が不明たなることのないようにする。

物價統制令第四條の規定によつて新聞印刷インキの統制額を指定し、同令施行規則第四條の規定によつて告示に代えて通知したので、昭和二十二年三月物價統制告示第百一十一号(新聞印刷インキの統制額指定の件)は、これを廢止する。  
 第四條第四号を削り、第五号を第四号として、以下順次一号ずつ繰り上げる。  
 二 「、」を用いるのは、次のような場合である。  
 一 敘述の主題を示す「は」「が」などのあと。  
 二 委員長の職務を総論する。

この省令は、公布の日から、これを施行する。昭和二十二年五月三十一日付でこれを認可した。左の私法、何年何月何日に合致したもので、その私法は、何科試験で受験した科目ですから、その試験を免除されたく、お願いいたします。  
 個人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない。(憲法)

申請者の氏名又は名称及び住所  
 おもな漁業根據地  
 三 船名  
 三 次のような場合には、「。」を用いない。  
 一 題目・標榜その他簡単な語句を掲げる場合。  
 二 言ひ切つたものを、かつ「」を用いず「」で言ひ切る場合。  
 三 明治憲法が、神聖にして侵すべからざる定められたのは、天皇無責任の規定であった。  
 四 政府の見解は、主權の所在の問題と國體の問題とは、別個の問題であるとの立場であることを明らかにしている。  
 五 疑問・質問の内容を掲げる場合。  
 六 いかなるローマ字の形式を採用するかを決定する。  
 次の会合は、……開かれるか、おろかし御座る。願いたい。「。」の代りに「、」を用いた例)

らかにする必要があると認められる。但し、多くの句の中、又は文の末にあるときなどは、敘述の主題を示す「は」「が」などのあとでも、「、」を用いない。  
 一 現在の状態は「……」で、國民生活の全般にわたる民主主義化のみが、日本の進むべき唯一の道として残されている。  
 二 議會においては、認証を裁可と改めるべきであるとの論もあつた。  
 三 對等に並列する同種類の語句の間。  
 四 二つの文の中に、敘述の語句その他用言を中心とする語句を並列する場合。  
 五 生産者販賣價格は、生産者又は漁業会の販賣價格の統制額であつて、生産者又は漁業会の集荷場又は産地倉庫課税の統制額である。  
 六 電報中綴服務を次のように定め昭和二十二年六月二十一日から施行した。  
 七 許可を受けた船舶が滅失し、沈没し又は國籍を失つたとき。  
 八 船舶を譲り受け、若しくは借り受け、又は貸し付けた船舶の返還を受けつてかつお、まぐろ漁業の許可を受けようとするとき……

の句の中、又は文の末にあるときなどは、敘述の主題を示す「は」「が」などのあとでも、「、」を用いない。  
 一 現在の状態は「……」で、國民生活の全般にわたる民主主義化のみが、日本の進むべき唯一の道として残されている。  
 二 議會においては、認証を裁可と改めるべきであるとの論もあつた。  
 三 對等に並列する同種類の語句の間。  
 四 二つの文の中に、敘述の語句その他用言を中心とする語句を並列する場合。  
 五 生産者販賣價格は、生産者又は漁業会の販賣價格の統制額であつて、生産者又は漁業会の集荷場又は産地倉庫課税の統制額である。  
 六 電報中綴服務を次のように定め昭和二十二年六月二十一日から施行した。  
 七 許可を受けた船舶が滅失し、沈没し又は國籍を失つたとき。  
 八 船舶を譲り受け、若しくは借り受け、又は貸し付けた船舶の返還を受けつてかつお、まぐろ漁業の許可を受けようとするとき……

八口語化語例集

はじがき

この口語化語例集は、文語で書かれていた公用文の言い方を口語に改め、その例を文語・口語・例文の三段に分けて示したものである。
「文語の欄は、公用文中に用いられていた文語の言い方、「口語の欄は、それを口語に改めた言い方の代表的なもの、「例文の欄は、その例文を、それぞれ挿入したものである。かつ「口語」に入れたのは、場合によって補うべきもの、「例文の欄でかつ「口語」に入れたかたかな響きは文語の例文そのもののひらがな響きは、それを口語に改めた例文である。
一口語に改めた例文・例文は、一つの型を示したものであって、必ずこれによらなければならないという意味のものではない。

文語 相成度 相成様 相添

口語 例 細調査を願いたく 御調査下さるよう 御調査されたい (発表)されるよう を添えて

例文

(一)通相添(一)を二通添えて 一七五

能ハズ

能フ限リ

(一)在リテハ

(二)在リテハ

ができません できる限り (一)あるならば (二)あるならば

アレバ

(一)非レバ

あると、あるときをば

調フ

何レノ

如何

如何ナル

如何ニ

下ニ雖モ

いふ、言う いずれ、どれ いずれの、どの いか、いかに、どう いかなる、どんな いかた、どんなに でき、あつても でき、あつても (一)は(一)いながら (二)は(二)いながら

(參)理スル能ハズ(至ル) 整理することができないようになる。

(余)地アラバ(一)余)地があつたならば、 (或)カニスルガ(如)キコトアラバ(一) 或るそかにするよりなことがあつては、 (あ)つたならば(一)

(許)諾アルニ(非)レバ(一) 許諾がない以上は、 (場)合ニ(非)レバ(一) 場合でなければ、

(未)成(年)者ト(雖)モ(一) 未成年者でも、 (未)成(年)者で(一)あつても、

依命通讓

有無

(一)上

(二)上

(三)上

(四)上

(五)上

(六)上

(七)上

(八)上

(九)上

(一〇)上

(一一)上

(一二)上

(一三)上

(一四)上

(一五)上

(一六)上

(一七)上

命(一)上(一)通相添(一)を二通添えて (一)上(一) (二)上(二) (三)上(三) (四)上(四) (五)上(五) (六)上(六) (七)上(七) (八)上(八) (九)上(九) (一〇)上(一〇) (一一)上(一一) (一二)上(一二) (一三)上(一三) (一四)上(一四) (一五)上(一五) (一六)上(一六) (一七)上(一七) (一八)上(一八) (一九)上(一九) (二〇)上(二〇)

命(一)上(一)通相添(一)を二通添えて (一)上(一) (二)上(二) (三)上(三) (四)上(四) (五)上(五) (六)上(六) (七)上(七) (八)上(八) (九)上(九) (一〇)上(一〇) (一一)上(一一) (一二)上(一二) (一三)上(一三) (一四)上(一四) (一五)上(一五) (一六)上(一六) (一七)上(一七) (一八)上(一八) (一九)上(一九) (二〇)上(二〇)

命(一)上(一)通相添(一)を二通添えて (一)上(一) (二)上(二) (三)上(三) (四)上(四) (五)上(五) (六)上(六) (七)上(七) (八)上(八) (九)上(九) (一〇)上(一〇) (一一)上(一一) (一二)上(一二) (一三)上(一三) (一四)上(一四) (一五)上(一五) (一六)上(一六) (一七)上(一七) (一八)上(一八) (一九)上(一九) (二〇)上(二〇)

(一)上(一) (二)上(二) (三)上(三) (四)上(四) (五)上(五) (六)上(六) (七)上(七) (八)上(八) (九)上(九) (一〇)上(一〇) (一一)上(一一) (一二)上(一二) (一三)上(一三) (一四)上(一四) (一五)上(一五) (一六)上(一六) (一七)上(一七) (一八)上(一八) (一九)上(一九) (二〇)上(二〇)